

令和8年度 伊那市学童クラブのしおり



伊那市 こども政策課 こども育成係
電話 0265-78-4111 (内 2321)

- 【目次】
- P1. 学童クラブ事業の目的、各クラブ一覧、入所の要件
 - P2. 開設日時、休校・悪天候時の対応について
 - P3. 学童クラブ使用料
 - P4. 学童クラブ入所手続き
 - P6. 退所・変更手続き、学童クラブでの生活
 - P7. その他(お願い)
 - P8. 記入例



＜学童クラブ事業の目的＞

学童クラブ事業は、保護者が就労しているなどの理由で、放課後や夏休み等に保護する方がいない家庭の児童を安全に保護し、**集団生活の場を通して、児童の健全育成を図ることを目的としています。**

専任の職員が児童の支援にあたり、児童たちの生活の場として、家庭的な温かい雰囲気を大切にしながら、運営しています。

＜学童クラブ一覧＞

名 称	設 置 場 所	電 話	名 称	設 置 場 所	電 話
伊那小学童クラブ	山寺 3255 番地 1	76-2755	東春近小学童クラブ	東春近 2340 番地 2	74-6501
伊那東小学童クラブ	狐島 4281 番地	74-7860	西箕輪小学童クラブ	西箕輪 6569 番地 1	74-5975
伊那北小学童クラブ	野底 8365 番地 2	73-9711	西春近北小学童クラブ	西春近 197 番地 1	76-7411
伊那西小学童クラブ	ますみヶ丘 6949 番地 2	72-3710	西春近南小学童クラブ	西春近 7401 番地 5	72-2123
富県小学童クラブ	富県 7312 番地	76-5767	高遠小学童クラブ	高遠町西高遠 532 番地	94-5052
新山小学童クラブ	富県 535 番地 2	72-5485	高遠北小学童クラブ	高遠町長藤 4410 番地	96-3770
美簗小学童クラブ	美簗 4995 番地 13	72-1223	長谷小学童クラブ	長谷溝口 1188 番地 1	98-3050
手良小学童クラブ	手良野口 222 番地	72-3565	電話番号市外局番 [0265]		

★申込人数が5名に**満たない場合は、開設しないことがあります。**



1 入所の要件

市内の小学校へ通学する1年生から6年生までの児童で、次の要件を満たすことが必要です。

(1) 児童の保護者が、次の事情に該当し、その児童を保護する方がいない場合。(同居の家族がその児童を保護することができる場合は除く)

- ・自営または自営以外で就労することが常であること。
- ・身体・健康上の理由などにより児童を保護できないこと。

※疾病・介護・看護・出産・就学等

◆**出産予定の場合は、出産月の前2カ月から後3カ月まで（産前産後の体調により保護が出来ない場合は、こども政策課までご相談ください。）**

(2) 保護を必要とする児童が、病気などにより集団での保護、育成が出来ない、または著しく困難でないこと。

【注意】次のような児童は入所できない場合があります。

- ・着替え、トイレ等、身の自立が出来ていない場合
- ・学童クラブ使用料または市税等に未納がある場合
- ・指導員の話の聞けないなど、学童クラブの運営に支障をきたす行動がある場合
- ・初めてのご利用の前に、保護者同伴での見学（父母が行けない場合は祖父母等でも可）がない場合（4ページ参照）

2 開所日時



必ず、時間内のお迎え
をお願いします！

(1) 通常学童クラブ

原則として月曜日から金曜日までの授業日

下校時 から 午後6時まで(迎えは午後6時30分まで)

(2) 特別学童クラブ (富県小学童クラブは開設がありません。)

※希望人数により開設しない学童クラブもあります。

午前 7 時 45 分 から 午後6時まで(迎えは午後6時30分まで)

① 計画休業特別学童クラブ (通常学童に入所している児童対象)

土・日曜日の学校行事における振替休日など、平日に学校が休業する場合

※希望者が5名に満たない場合は、開設しません。

② 長期休業特別学童クラブ

・夏休み休業 : 土・日・祝日及び8月13日～16日を除いた期間中

・冬休み休業 : 土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除いた期間中

・春休み休業 : 土・日・祝日を除いた期間中

※希望者が10名に満たない場合は開設しないことがあります。



③ 土曜日特別学童クラブ (通常学童に入所していて、かつ、土曜日が勤務のご家庭が対象)

毎週土曜日(お盆・年末年始・祝日・伊那小学校にて行事のある日等を除く)

場所 伊那小学童クラブ

※通常学童利用申込とは別に、土曜日特別学童クラブの申込が必要となります。

土曜日学童クラブの利用日は、隔月で配布する利用調査票にてお申込みください。

(利用希望調査は1月下旬頃行います。)

時間外は、伊那市ファミリー・サポート・センターのご利用をお願いします。
(問い合わせ:こども政策課こども育成係 0265-78-4111 内線 2322)

3 休校・悪天候等の対応について

(1) 台風、悪天候、感染症等により、学校が休校となる場合は、

学童クラブは開設しません。

(2) 引き渡し訓練の日は、学童クラブは開設しません。

(3) 学年・学級閉鎖の場合は、その学年・学級の児童は学童クラブを利用できません。

(4) 学童クラブ利用中に大規模な地震が発生した場合は、出来るだけ速やかにお迎えをお願いします。(電話の混乱等が予想されるため、市役所、学童クラブからの連絡はできません。)

状況により一時避難場所にてお迎えを待つ場合があります。ご理解ご協力をお願いします。

(5) 悪天候等により一斉下校となる場合は、学童クラブ開設時間までは学校待機となります。



4 使用料について

(1) 基本額

世 帯	世 帯 構 成	月額
1世帯当たりの基本額 右記金額の合計	1人目	3,000円
	2人以上同時に入所している場合の2人目以降 1人当たり	1,800円
ひとり親家庭 1世帯当たりの基本額 右記金額の合計	1人目	2,400円
	2人以上同時に入所している場合の2人目以降 1人当たり	1,200円
生活保護世帯・準要保護世帯（就学援助費支給対象）		申請により減免
長期休業のみ利用の場合の基本額は、休業期間中で、上記の金額となります。		

ここでは、1人目を弟妹、2人目を兄姉として算定します。（下の学年が長く在籍する傾向にあるため）

※ひとり親家庭、要保護・準要保護の認定により使用料の減免を受けるには、市への申請が必要です。

入所決定されると利用開始月から使用料が発生します（日割りはありません。）

月の途中で入所・退所をする場合でも、1ヶ月分の使用料が発生します。

退所される場合は、前月の20日までに必ず退所届出をしてください。



(2) 特別学童クラブの使用料

- ・申込日1日当たり300円が加算されます。
- ・長期休業のみを利用される場合は、上記基本額と申込日1日当たり300円の使用料をあわせて納付となります。

●ご注意ください

申込日に欠席する場合、前日（休み明けの場合は休前日）の午後6時までに学童クラブへ必ず連絡をお願いします。午後6時以降は、使用料が発生します。

- ・体調不良により欠席をする場合は、開設時間（7時45分）までに必ず連絡をお願いします。

(3) その他

- ・おやつを提供する学童クラブにおいては、おやつ代を学童クラブ毎集金・精算します。
- ・土曜日及び学校の振替休日等に利用した際の使用料（1日当たり300円）は、翌月の請求になります。
- ・**児童安全共済制度に加入しています。**
放課後学童クラブを利用する児童は、「児童安全共済制度（傷害保険）」に加入します。
児童の事故やケガ等に対して補償をします。

●ご注意ください！！

長期休業のみの利用申込をし、1日も利用しなかった場合も、長期休業前の締切日まで
にキャンセルがない場合、基本額が発生します！

キャンセルする場合は、学童クラブかこども政策課こども育成係に必ずご連絡をいただき、「取下げ書」の提出をお願いいたします。

(4) 使用料の納入について

- ・使用料の納入は、口座振替を原則とします。※ネット銀行は利用できません。
- ・口座振替の手続きが間に合わない、または以下の金融機関との取引がない場合は、市から送付する納入書により現金納付をしてください。
- ・口座振替依頼書は、金融機関または学童クラブ、こども政策課にあります。(提出先も同じ)
- ・振替日は月末です。(土日祝日の場合は、翌金融機関営業日)

※12月のみ開庁最終日となりますので、ご注意ください。

八十二銀行・長野銀行(八十二長野銀行)・アルプス中央信用金庫・上伊那農協
ゆうちょ銀行・長野県労働金庫・長野県信用組合

- ・新1年生及び口座登録のない世帯には、口座振替依頼書を1月中旬頃送付します。
- ・長期休業のみ利用の世帯は、受け入れ決定通知書と合わせて同封します。
- ・口座振替は一度お手続きいただくと、年度が変わっても継続してご利用いただけます。また、兄弟姉妹関係で過去に利用登録がある場合は、同一口座からの引き落としとなります。(変更する場合は、変更のお手続きをお願いします。)

●利用者の公平性を保つため、使用料を2か月以上お支払いいただけない場合は、その後の利用をお断りし、退所していただくことになりますのでご注意ください。

5 入所手続きについて

(1) 申請方法

こども政策課または入所希望の学童クラブへ下記書類すべてを必ず揃えて提出してください。

①伊那市学童クラブ入所申請書(児童ごとに1枚)

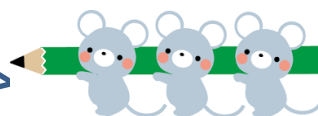
②就労証明書(父母1枚ずつ。兄弟姉妹で入所する場合は、世帯で1枚)

※自営業の方は、就労証明書に加え、個人事業の開業届出書の写し、または直近の確定申告書の写しも必要

手続きは、全ての書類が揃ってから進めます。入所申請書を提出してから入所できるまで、おおむね2週間程度かかります。余裕をもって申請をしてください。

(入所希望日までに日がない場合は、希望日に入所できないことがあります。ご了承ください。)

書類提出先は学童クラブまたはこども政策課です。
※小学校ではありません。



●伊那市が世帯の課税状況等について閲覧したり、児童の安心安全な受け入れのために、生活の様子を通園・通学施設、専門施設へ確認したりする場合があります。また、指導員や伊那市から、入所後も通所に関して面談や相談をさせていただく場合があります。

【必須】初めてご利用する児童は、保護者同伴の見学(祖父母でも可)を必ずお願いします。

令和8年4月から6月までの間に入所希望の方は

令和7年11月17日(月)から令和8年1月16日(金)までに見学をお願いします。

その際、今後の受入について心配なこと等がありましたら指導員にお伝えください。

配慮を要するお子さんの場合は、安心・安全に受け入れるために必ず指導員とお話しをしていただきたいと思います。事前に利用予定の学童クラブへ予約をしてから見学をお願いします。

(2) 就労証明書について

- ①就労証明書とは・・・働いている日数、時間等を就労先に証明していただく書類です。
求職中の方は、採用が決まり次第の入所となるため、決定後に入所申請をしてください。

父母それぞれの証明書が必要です。(兄弟姉妹で入所する場合は、世帯で1枚)

保護者記載欄には、兄弟姉妹(入所児童)は連名でご記入ください。

②提出書類

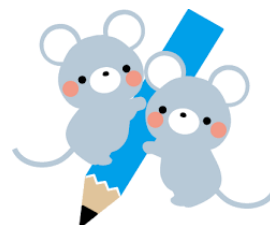
- ア 仕事をされている方・・・・・・・・・・就労証明書(採用予定の場合も含む)
- イ 病気・治療中や障害のある方・・・・診断書や手帳等のコピー(事前にご相談ください)
- ウ 介護が必要な方・・・・・・・・・・介護保険被保険者証または介護認定通知書のコピー
- エ 就学している方・・・・・・・・・・在学証明書または学生証のコピー
- オ 出産予定の方・・・・・・・・・・母子手帳のコピー(出産予定日を確認できるもの)

- ③自営業及び農業の方は、その経営者が証明してください。個人事業の開業届出書の写しまたは直近の確定申告書の写しが必要です。

- ④証明事項について、担当課が調査を行います。

※証明内容に虚偽が判明した場合には、入所決定を取消す場合があります。

- ⑤様式は勤務先の様式でも構いません。



(3) 入所申請時期

入所申請は年度ごとになります。(※毎年申請が必要です。)

① 入学式から利用

申請期限

在校生:令和7年12月19日(金)

新1年生:令和7年12月26日(金)

申請期限 厳守!

通常学童の初日は『入学式』からです!

※給食開始日までは、お弁当が必要です。各小学校の春休みの日程が決まり次第ご案内します。

② 年度途中(7月以降)から利用

入所日の2週間前までに申請をお願いします。

③ 長期休業(夏休み・冬休み・春休み)の利用

別途申し込みが必要です。長期休業前に、学童クラブまたは学校からご案内します。

・夏期休業・・・・・・ 6月上旬頃

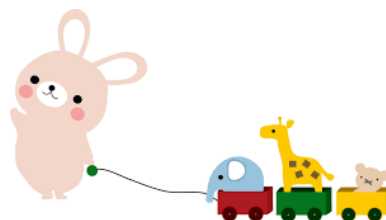
・年末年始休業・・・11月上旬頃

・年度末休業・・・・ 1月下旬頃

※希望人数等により、特別学童クラブを開設しない場合があります。

※保護者の勤務先に近い学童クラブのご利用も可能です

詳細は、各長期休業前に配布する案内をご覧ください。



(4) 入所決定

「伊那市学童クラブ入所可否決定通知書」を3月中旬頃送付します。

6 退所・変更手続きについて

○退所について

退所する前月の20日までに退所届の提出をお願いします。期日までに退所届の提出がない場合、学童クラブを利用しているものとみなし、使用料が発生します。手続きは電話連絡ではなく、必ず退所届の提出をお願いします。

月の途中の退所も、使用料は発生します。

○申請事項の変更について

住所や氏名、勤務先や連絡先等が変更となった場合は「申請事項変更届」の提出をお願いします。（様式はこども政策課または学童クラブにあります。）

保護者の勤務先が変更となった場合は、「就労証明書」も合わせて添付してください。

世帯構成に変化があった場合、減免の対象となることがありますので、こども政策課までお問い合わせください。

7 学童クラブでの生活について



（１）一日の流れ（例：学童クラブで異なります。）

○通常学童 下校～ 宿題、おやつ（～17：00頃）

自由遊び、片付け（～18：00） 迎えは18：30まで

○特別学童 開所（7：45～） 自由時間、朝の会、宿題、読書等（～12：00）

昼食、午後の会、工作、自由遊び、おやつ、片づけ（～18：00）

迎えは18：30まで

【重要】 学童クラブでは、毎日の出欠を確認しています。

欠席する場合・欠席の予定が利用することになった場合など、必ず事前に学童クラブへ連絡してください。不在の場合は、留守番電話にメッセージの登録をお願いします。

（２）送迎について

学童クラブは、保護者の責任による送迎を原則としています。

特別学童クラブでは、開所時間前に児童のみ置き去りにしていくことは絶対にしないでください。

普段とは別の送迎者が児童のお迎えを行う場合は、事前に連絡がないと引渡しが出来ません。

必ず「送迎同意書」を学童クラブへ提出してください。

（３）配慮を要する児童への対応

持病やアレルギー、障害、発達に関して心配な事がある場合や、専門機関へ受診・相談等している場合は、事前に学童クラブ指導員にお伝えください。

児童を安心・安全に受け入れるため、ご理解ご協力をお願いします。

(4) 感染症・薬の投与について

- 学校感染症で定められている感染症（インフルエンザ等）については、他の児童への感染予防のため、学校に登校できるようになるまで利用できません。
- 学童クラブ指導員は原則として服薬等の医療の介助は行いません。万が一の事故や怪我などの応急処置（消毒、湿布等）はします。
- エピペンを所持している児童には、指導員の判断ではなく、保護者の指示により対応します。

(5) 負傷時等の対応について

- 利用中にケガを負った場合は、保護者に連絡をし、ケガの状態により病院へ行っていただくこともあります。
- 病気の場合は、利用できません。発熱・病気を発症した場合、または、健康上いつもと様子が違うと判断した場合は、保護者へ連絡をしますので、お迎えをお願いします。
- 学校で体調不良となった場合、学童ではお預かりはできません。学校へのお迎えをお願いします。

【重要】 緊急時に連絡をすることがあります。連絡がとれるようにしてください。

- ・学童クラブは、1年生～6年生の異年齢の児童が集団生活をする場所です。集団生活が難しい場合は、ご利用の曜日・時間帯等をご相談させていただくことがあります。また、指導員の指示を聞けないなど、運営に支障をきたす行動がある場合は退所をしていただくことがあります。ご家庭でもご指導をよろしくお願いします。

(6) 指導員

学童クラブ指導員は、保育士・教員・幼稚園教諭・放課後児童支援員の有資格者と、協力員で構成しています。

(7) おもな業務の内容

- ① 利用児童の出席確認、状況の把握
- ② 遊びや諸活動を通じての自主性、社会性および創造性を培う援助
- ③ 健康管理、安全の確保および情緒の安定を図るための援助
- ④ 保護者・家庭との日常的な連絡、情報交換
- ⑤ 小学校との連絡
- ⑥ 行事や活動の企画と記録
- ⑦ 清掃、衛生管理、安全点検、片づけなど



8 その他（お願い）

- 児童が、学童クラブの施設や備品等を破損した場合は、弁償していただきます。
- 報道機関、市の広報等で学童クラブを取材することがあります。写真撮影や取材で不都合がある場合は、学童クラブにお伝えください。
- 学童クラブの掲示板、連絡帳、おたより（各クラブにより、保護者へのお知らせ方法は異なります。）は必ずお読みください。

ご不明な点がありましたら、各学童クラブまたはこども政策課こども育成係へお問い合わせください。

記入例

伊那市学童クラブ入所申請書

令和 7 年 12 月 1 日

(宛先) 伊那市長

保護者 住所 〒396-0013 伊那市 下新田 3050

ふりがな い な た ろ う

氏名 伊那 太郎 印 (※自書の場合、印鑑不要)

自宅電話番号 78-4111 勤務先電話番号 78-0000

伊那市学童クラブに入所を希望するので、次のとおり申請します。なお、伊那市が私及び私の世帯の課税状況等について閲覧すること、児童の生活の様子を通園・通学施設・専門機関へ確認すること、運営に支障を来す場合の退所勧告に不服を申し立てないことに同意します。

新年度からの学年を記入

学校名	伊那 小学校	クラブ名	伊那小 学童クラブ
ふりがな	い な は な こ	学年	新 1 年 組
氏 名	伊那 花子	生年月日	西暦 2019 年 11 月 1 日
		過去に伊那市の学童クラブを利用したことがある（兄弟も含む）	無 ・ 有

定期的な医療機関の受診	無 ・ 有 ⇒ 発達 ・ 医療（状態 アレルギー）
手帳	無 ・ 有 ⇒ 療育手帳・身体障害者手帳
成長ダイアリー	無 ・ 有

該当する場合にご記入ください

兄弟関係も含めて、過去に伊那市学童クラブの利用の有無に○をしてください。

体質（アレルギー等）、性格、行動（家や学校での様子、友達との関わり方、好きなこと、苦手なこと）
卵アレルギーあり（除去）屋食やおやつは注意。活発、好奇心旺盛、のんびりマイペース。人見知りがある。
読書や工作好き。てんかんの発作歴あり（○才）大勢の遊び好き/苦手 家では…学校では… 発達について相談した 等

ひとり親家庭の方 ひとり親家庭認定 無 ・ 有 ⇒ 「減免申請書」を提出してください

有の場合は別途「減免申請書」を提出してください

氏名	続柄	生年月日（西暦）	電話番号	学校
伊那 太郎	父	1985 年 1 月 23 日	090-0000-XXXX	伊那〇〇(株)
伊那 さくら	母	1989 年 4 月 12 日	080-0000-0000	(有)◇◇INA
伊那 仙太	弟	2020 年 3 月 15 日		はなまる保育園

祖父母が同居の場合、世帯構成員と下記の2か所両方に記入してください

昼間連絡の取れる携帯電話番号を記入してください

父方祖父	伊那 達夫	年齢 79 歳	1945 年 3 月 9 日	住所	伊那市高遠町西高遠〇〇〇〇
父方祖母	伊那 つつじ	年齢 74 歳	1950 年 9 月 2 日		同上
母方祖父	長野 山夫	年齢 69 歳	1955 年 7 月 31 日		伊那市長谷溝口〇〇〇〇
母方祖母	長野 川子	年齢 64 歳	1960 年 6 月 30 日		同上

入所希望
(該当に○を)

1 通常(放課後)学童クラブを利用 ※初めて利用する児童は、学童クラブに予約をし、見学してください。

☒ 入学式当日から
 ☐ 入学式翌日から
 ☐ 月 日から

2 長期特別学童（春休み・夏休み・冬休み）のみ利用 入所申請書+別途申込み必要

※春休み特別学童の利用調査は、1月下旬頃行います。

新1年生は4月1日から入学式前日までの期間・新2～6年生は春休み期間中

学校の意見（情報提供）

※新1年の春休み利用は、通常学童クラブ利用の方のみです！

- ・通常学童を希望される方は、特別学童も合わせてご利用いただけます。
- ・長期特別学童のみの利用は、期間前に利用希望調査を行いますので、必要に応じてお申込みください。

減免2(生年月日)

記入例

就労等証明書

様式は「勤務先の様式」でも構いません

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

就労者氏名	ふりがな い な た ろ う 伊 那 太 郎	登録児童との続柄 (父)
就労者住所	〒 396-0013 伊那市下新田 3050	
勤務先住所	〒 396-0013 伊那市下新田 3050-〇〇	
雇用形態	☒ 常勤 ・ 臨時 ・ 自営 ・ 契約及び派遣 ・ 採用予定 (月 日) その他 ()	
職業又は作業内容	一般事務	
勤務日	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 土・日・祝日 (該当する日に○) 曜日不定の場合、週に () 日、月に () 日	
勤務時間	平日	9時 00分 ~ 17時 00分
	土日	時 分 ~ 時 分
	時間外勤務	時 分 ~ 時 分
	変則勤務形態	
農業の場合	耕作面積	田 a ・ 畑 a ・ 果樹 a ・ 酪農 a その他 () 出荷の有無 (有 ・ 無)
上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 7 年 11 月 15 日 (宛先) 伊那市長		
事業所住所 長野県伊那市下新田 3050 事業所名 伊 那 〇 〇 株式会社 代表者名 伊 那 太 郎 電話番号 78-〇〇〇〇		

父母それぞれ1枚ずつ

太枠内は「事業主記載欄」です。
各項目につき、漏れのないようにご記入ください。

※日によって異なる場合は、おおよその平均時間をご記入ください

※就労形態が派遣の場合は、派遣先の証明でも有効です。

※勤務先が支社及び支店等の場合は、支店長等の証明でも有効です。

保護者記載欄

児童名 (兄弟姉妹は連名で書)

(伊 那) 小学童クラブ	ふりがな い な は な こ 伊 那 花 子
--------------------------	---

「保護者記載欄」です。
兄弟姉妹は連名でご記入ください。

Memo

[illegible]